

自治体SDGs推進評価・調査検討会 設置要綱

(設置)

1. 内閣府に自治体SDGs推進評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(任務)

2. 検討会は、SDGs未来都市の透明性、公平性、中立性を高めるため、SDGs未来都市の選定基準の検討、SDGs未来都市の選定案の作成に資する客観的評価及びSDGs未来都市の選定後の評価等に関する事項について調査及び検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 検討会は、学識経験者等のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、今後メンバーを一部変更することも妨げられないものとする。
(2) 座長は構成員が互選し、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

(招集)

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 検討会の会議は公開する。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。ただし、会議及び議事要旨について、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

7. 検討会の庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成30年1月22日から施行する。

自治体SDGs推進評価・調査検討会 構成員

(敬称略、50音順)

秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
関 幸子	株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
竹本 和彦	国連大学サステナビリティ高等研究所所長
藤田 壮	東京工業大学科学技術創成研究院特任教授／国立環境研究所 社会環境システム研究センター長
村上 周三	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長